

平成 29 年 7 月 4 日

保護者 様

伊丹市立松崎中学校
校長 升井 竜雄

特別警報及び警報発令時等の学校給食について（お知らせ）

盛夏の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素は本校教育にご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、特別警報及び警報発令時等の対応については、平成 29 年 4 月 18 日付「気象情報による臨時休校等について」にてお知らせいたしましたが、それに伴う学校給食の取り扱いについて、下記のとおり、お知らせいたします。

つきましては、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1. 伊丹市に**気象警報が発令**された場合

- (1) 午前 7 時現在、伊丹市に「特別警報」「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」が発令されている場合、その後の警報解除の有無にかかわらず、当日の給食は中止とします。
- (2) 午前 9 時までに解除された場合は、安全に配慮しながら登校させてください。
また、この場合は、給食がありませんので、お弁当等、昼食を忘れずに持たせてください。
- (3) 生徒の登校後に、伊丹市に「特別警報」「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」が発令され、臨時休業により午前中に下校させる場合、状況に応じて当日の給食を中止することがあります。

2. **地震発生**の場合

- (1) 生徒の登校以前に、**伊丹市に震度 5 弱以上の地震が発生**した場合

学校は臨時休業とし、当日の給食は中止とします。

なお、震度 5 弱未満の地震の場合でも、学校長の判断で臨時休業とする場合、当日の給食を中止することがあります。

- (2) 生徒の登校後に地震が発生した場合

通学路の安全、校区内の被害状況等を点検し、午前中で下校させる場合は、当日の給食は中止とします。

3. その他

給食実施日の午前中に、伊丹市に台風上陸等重大な非常災害が予想される場合は、前日の判断で、該当日の給食を中止する場合があります。この場合、前日に生徒を通じて、給食の有無をお知らせいたします。